

## 令和2年度 福岡支部事業実施結果について

---

# 令和2年度 福岡支部重点施策

分野	重点施策						担当グループ	該当ページ		
基盤的関係保険者	1	効果的なレセプト点検の推進						レセプト	3	
	2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進						レセプト	4	
	3	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化						業務	5	
戦略的保険者機能関係	4	データヘルス計画の着実な実施 (第2期)	1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	1	健診	1	被保険者（生活習慣病予防健診）	保健	6
							2	被保険者（事業者健診データ取得）	保健	6
							3	被扶養者（特定健診）	保健	6
					2	保健指導	1	被保険者	保健	6
							2	被扶養者	保健	6
							2	糖尿病・高血圧重症化予防事業の実施	保健	7
	3	コラボヘルスの推進	企画総務	8						
	5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化						企画総務	9	
	6	加入者等の理解促進（広報活動）						企画総務	10	
	7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）						企画総務	11	
8	メタボ該当者への健診前通知事業（新規事業）						企画総務	12		
9	地域の医療提供体制への働きかけ						企画総務	13		

## 自己評価一覧

項番	令和2年度 福岡支部の重点施策	自己評価
1	効果的なレセプト点検の推進	A
2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	A
3	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	B
4-1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	A
4-2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	A
4-3	コラボヘルスの推進	S
5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化	A
6	加入者等の理解促進（広報活動）	A
7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）	S
8	メタボ該当者への健診前通知事業	A
9	地域の医療提供体制への働きかけ	B

### 「自己評価」について

令和2年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

# 1. 効果的なレセプト点検の推進

## 【事業内容】

- 内容点検 . . . 内容点検効果向上計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上。
- 資格・外傷点検 . . . システムを活用した効率的な点検の実施。  
※内容点検：診療内容の点検、資格点検：資格喪失後受診等を点検、外傷点検：労災・第三者行為による傷病を点検

【K P I】内容点検査定率 対前年度 (0.505%) 以上

※医療機関から支払基金へのレセプト請求点数に対する内容点検査定点数 (協会 + 支払基金) の割合

実施結果

◆ 内容点検査定率 (0.402% : 前年度 0.505%)

資格点検効果額※ (1,502円 : 前年度 1,692円)

外傷点検効果額※ (453円 : 前年度 598円)

※効果額は加入者1人あたりに換算した金額。

◆ 内容点検に係る点検スキルの向上のために各種勉強会等を実施した。

- ・ 審査医師との勉強会 (毎月)
- ・ 支払基金との意見交換会 (毎月)
- ・ 本部主催の研修 (7月・12月)
- ・ 支部主催の外部講師による研修 (10月)
- ・ 他支部との合同研修 (2月)

◆ 資格点検・外傷点検を確実にかつ効率的に実施するために業務の標準化を進めた。

今後の見通し

- ◆ 内容点検については、行動計画進捗会議により問題点の分析やその改善策を策定し、査定率の向上を図る。また、定例の勉強会や外部講師による研修会を実施し、点検員の更なるスキルアップを図る。
- ◆ 資格・外傷点検については、事務処理手順書に基づいた事務処理を徹底することにより業務の標準化を進め、効率的な点検を実施する。

内容点検については、新型コロナウイルス感染防止対策として内容点検業務の縮小が行われたため、限られた時間での点検となり K P I (査定率) は達成できなかった。支部別順位も前年度の全国2位から順位を落とし5位となったものの、業務縮小の影響にもかかわらず健闘したと考える。資格点検・外傷点検については、業務の標準化を進め、確実にかつ効率的に実施することができた。

自己評価：A

## 2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

### 【事業内容】

- 保険証回収 …… 被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主への周知・広報活動の実施。
- 債権回収 …… 債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施。

【K P I】医療費に占める返納金割合 (0.066%以下) ※医療費は医療給付費総額、返納金は資格喪失後受診に係る債権  
保険証回収率 (95.0%以上) ※資格喪失後1か月以内の回収率  
返納金債権回収率 (55.09%以上) ※返納金は資格喪失後受診に係る債権

### 実施結果

- ◆ 医療費に占める返納金割合 (0.066%)  
保険証回収率 (93.58%)  
返納金債権回収率 (50.57%)
- ◆ 資格喪失後受診の抑制のため、広報誌への掲載等で周知、広報を実施した。
- ◆ 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、文書催告、回収不能届による電話催告を実施した。
- ◆ 資格喪失時に保険証が添付されていない件数の多い事業所へ、文書催告を実施した。
- ◆ 高額債務者に対しての納付期限前の電話催告等により、早期回収に努めた。
- ◆ 国民健康保険との保険者間調整を積極的に実施した。(件数 206件、金額 43,161,026円：前年度比64.49%)

### 今後の見通し

- ◆ 資格喪失後受診抑制のため、事業主や加入者に対して、広報誌・各種研修会等を通じて積極的に広報を実施する。
- ◆ 保険証の早期回収のため、文書催告に併せて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を実施する。
- ◆ 債権回収率向上のため、催告手順に従い早期にアプローチを行う。また、保険者間調整や法的手続を積極的に実施する。

保険証の回収率については、事業所や加入者への積極的な広報や、保険証の早期回収のための文書・電話催告を実施したが、K P I を達成することはできなかった。返納金債権の回収率については、年度後半に高額な債権が多数発生したこともあり、K P I の達成には至らなかったものの、高額債務者への早期アプローチや積極的な保険者間調整の実施により、全体の返納金債権回収金額は、対前年比で約2千万円の増加となり、保険給付の適正化を図ることができた。

自己評価：A

### 3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

#### 【事業内容】

- 適正受診の促進  
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
- 加入者・施術者への照会業務等の強化。  
多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化。

【K P I】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）について対前年度以下とする。

#### 実施結果

- ◆ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）については、令和元年度1.39%（13,964件）→令和2年度1.48%（13,280件）となり、前年度比**0.09ポイント増加**となった。
- ◆ 患者照会については、適正受診のためのチラシを同封し、前年度（27,975件）を大幅に上回る33,396件を送付した。照会は、3部位かつ5日以上の施術対象者、頻回施術対象者、長期施術対象者に対し実施した。また、「協会けんぽふくおかだより」に適正受診の記事を掲載した。
- ◆ 令和2年度については、疑義のある施術管理者に対し、面接確認は実施しなかったものの、部位転がしの疑いや頻回受診等、施術所ごとに違う視点での注意喚起文書を前年度以上に送付（178件送付（前年度130件））した結果、83.1%（前年度81.5%）の施術所に改善がみられた。

#### 今後の見通し

- ◆ 引き続き、主に3部位かつ5日以上の施術対象者に患者照会を行うとともに、頻回施術対象者、長期施術対象者への照会も行い、適正受診について周知を図る。
- ◆ 柔整審査会では審査観点を増やし、疑義があると判断した施術所へは注意喚起文書を送付するとともに、不正の疑い等のある施術管理者については面接確認委員会を通じて面接を行い、更なる適正化を目指す。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が、施術所への受診控えに結び付き、全体の申請件数および支給金額が前年度を大きく下回る結果（対前年度約10%減）となったが、部位数や申請日数の少ない受診者がその多くを占めており、3部位以上かつ15日以上の申請件数が、小幅な減少にとどまったため、KPI達成には至らなかった。

給付の適正化を図るため、前年度を上回る件数の患者照会や施術所に対する注意喚起文書の送付を実施した。

自己評価：B

## 4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

### 【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組み 受診率目標：被保険者66.4% 被扶養者27.3%  
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進 実施率目標：15.6%（被保険者15.7% 被扶養者13.3%）  
外部委託機関における特定保健指導実施の推進（健診当日初回面談、ICTを活用した遠隔面談）

【KPI】生活習慣病予防健診実施率 55.5%以上 事業者健診データ取得率 10.9%以上 特定健康診査実施率 27.3%以上 とする。

【KPI】特定保健指導の実施率を15.6%以上とする（被保険者15.7%、被扶養者13.3%）。

### 実施結果

	対象者	実施人数 (年度実績)	前年度比	実施率	主な取り組み	
生活習慣病予防健診	被保険者	382,090	98.9%	<b>53.3%</b>	・GIS（地理情報システム）を活用した被保険者への直接的な受診勧奨と制度周知文書の送付（約10万件） ・大規模市（福岡市、北九州市、久留米市）にて集団健診実施	
		56,694	117.5%	<b>7.9%</b>	・福岡県・労働局との連名文書送付による新規同意書取得563件 ・同意済事業所分のデータについて、健診実施機関からは支部からの働きかけにより取得、事業所からは外部委託により取得	
事業者健診データ	被扶養者	36,918	78.4%	<b>17.5%</b>	・市町村との連携によるがん検診との同時実施を全市町村において推進（一部日程について新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） ・ショッピングモール等健診の会場数拡大（33会場→40会場） ・GIS（地理情報システム）を活用した個別勧奨の実施（約10万件）	
特定保健指導	被保険者	初回	18,873	71.1%	19.2%	<被保険者> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月～5月は訪問による初回面談を完全に停止 ・生活習慣病予防健診実施機関のうち、特定保健指導外部委託機関を82機関に拡大（R1年度71機関） ・対面による初回面談実施困難事業所の対象者へのICTを活用した遠隔初回面談推進 （特定保健指導専門機関への委託による） <被扶養者> ・健診実施機関による集団健診当日の初回面談および継続支援の推進
		評価	14,077	85.9%	14.7%	
	被扶養者	初回	640	88.9%	13.1%	
		評価	796	115.2%	16.3%	
	合計	評価	14,873	87.0%	<b>14.9%</b>	

### 今後の見通し

- ◆ 健診については、受診機会の拡大を図り実施数を増やす。被保険者に対しては、健診実施機関を増やし利便性を高めるとともに、未受診被保険者住所に文書を送付し直接的に受診勧奨を行う。また、同意を得ている事業所より事業者健診データを確実に取得する。被扶養者に対しては、市町村のがん検診と同時受診できるコラボ健診と、ショッピングモールなど利便性の高い会場で開催するまちなか健診の2つの集団健診を軸として実施数の増加を図る。
- ◆ 特定保健指導については、①健診実施機関への外部委託による健診当日初回面談のさらなる推進のため、既契約機関に対し実施体制強化の働きかけを行うとともに、特定保健指導外部委託契約未締結機関との契約締結を進める。②後日初回面談分については、ICTを活用した遠隔による特定保健指導を実施する専門機関への外部委託を2機関に増やし、実施をさらに拡大する。

新型コロナウイルス感染拡大により年度当初（4月～5月）健診および対面による保健指導の実施を停止したこと等により、健診、保健指導ともにKPIの達成には至らなかったが、被保険者の健診（生活習慣病予防健診および事業者健診結果データ取得）については再開後、年度後半に向けて挽回し、前年度を上回る実績（対前年比+4,267名）となった。また、特定保健指導実施件数については、直営分はコロナの影響により事業所訪問による面談の実施が困難となり落ち込んだものの、外部委託分については遠隔面談および健診当日初回面談の推進により、前年を上回った。

自己評価：A



## 4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施

### 【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施。  
(受診勧奨対象者見込み17,914人に対して医療機関受診者目標：2,311人⇒12.9%)
- 糖尿病性腎症重症化予防への取り組みを拡大・継続する。

【K P I】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

### 実施結果

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、16,295名に対して文書による受診勧奨を実施した。更に、上記のうち未受診および未回答の10,614名に対して、医療職による電話勧奨を外部委託により実施した。健診直後からの受診勧奨強化のため、保健師による手紙での受診勧奨を実施した。  
R元年度健診分（R元年10月～R2年9月勧奨通知発送）：  
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.5% (2,350/18,862) ←全国5位
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、令和2年度は福岡市・糸島市において糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入した。対象者283名に対し参加勧奨を行い、93人がプログラムを開始した。  
糸島、宗像、筑紫、嘉穂鞍手、小郡地区、粕屋地区において会議等で情報交換を行った。

### 今後の見通し

- ◆ 文書による受診勧奨および外部委託による電話勧奨を引き続き推進するとともに、大規模事業所における未受診者対策の支援を強化する。
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、途中終了者減少に向けたプログラム内容や運用方法の見直しを行う。事業取り組み拡大に向けた未実施市町村との調整連携を行う。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨については、文書による勧奨に対して反応がない対象者全員に電話による再勧奨業務を行った。コロナ禍による受診控えの影響等もあり勧奨後3か月以内の医療機関受診者の割合についてKPIは未達成となったものの、全国5位の実績を達成した。糖尿病性腎症重症化予防事業については、福岡市、糸島市においてプログラムを推進した。

自己評価：A



## 4-3. コラボヘルスの推進

### 【事業内容】

- 各種広報媒体を活用した「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の拡大により、事業所における健康づくりの取組の推進を図る。（目標：新規健康宣言 150事業所）
- 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。（アドバイザー派遣、健康づくり優良事業所（ゴールド）認定等

### 実施結果

- ◆ 各種広報紙を活用した募集、支部直営保健師等の訪問（電話）勧奨の実施とともに、令和3年3月に明治安田生命と健康宣言拡大等に関する連携協定を締結することで、新規件数の拡大を図ることができた。

【新規健康宣言（令和2年度）】346事業所 / 【健康宣言実施総数（令和2年度末時点）】2,971事業所

- ◆ 県と連携した健康づくりアドバイザーの派遣（電話支援含む）を201事業所（対前年比△204件）へ実施した。宣言内容の取組み状況の確認や見直し等について専門職の立場からの支援を行い、宣言事業所における取組の質の向上を図った。
- ◆ 県と連携による「健康づくり取組事例集」を作成・展開し、宣言事業所における取組の推進を図った。
- ◆ 令和2年度健康づくり優良事業所として、514事業所（対前年比+226件）を認定した。（うちゴールド認定は69事業所）
- ◆ 日本健康会議（経産省事務局）の健康経営優良法人2021として、158事業所が認定された。（対前年比+51件）

### 今後の見通し

- ◆ 県との連携強化とともに、生命保険会社との連携や各種業界団体との連携も強化し、引き続き健康宣言事業所の拡大を図る。
- ◆ 支部直営保健師等による健康づくり実践アドバイザー派遣（または電話相談）の強化や、優良事業所等の好事例を新たに展開するなど、全体として取組の質の向上を図るための働きかけを実施する。
- ◆ 協会本部より示された宣言内容のモデルケース（※）を踏まえ、現行の事業内容の検証及び見直しを図る。

（※）特定健診・特定保健指導の数値目標の設定（必須）+a（運動、食事、禁煙等の取組）

福岡県との連携強化（パンフレット作成等）や生命保険会社との連携協定等により、新規健康宣言事業所数について目標を大きく上回った。また、取組事例集（冊子）の健康宣言事業所への配付や支部ホームページへの掲載など、健康づくりの取組の推進を図った。健康づくり優良事業所認定や国の健康経営優良法人認定も大きく増加し、健診・保健指導の推進も含めた取組の質の向上を図ることができた。

自己評価：S

## 5. 医薬品の適正使用を通じた医療費適正化

### 【事業内容】

- ジェネリック医薬品の使用促進
  - ・ 加入者を対象に、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、後発品への切り替え促進を図る。
  - ・ 事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、事業所訪問による使用促進を強化する。
  - ・ 医療機関・調剤薬局を対象に、処方状況を掲載したジェネリック情報提供ツールによる訪問、通知を実施する。
- 県薬剤師会と連携し、同一薬効の医薬品を同一保険薬局から重複して受けている者がいる保険薬局に対して、重複服薬者に関する情報提供（通知）を実施する。薬剤師による服薬状況の確認を促すことで、重複服薬による有害事象発生の抑制及び医療費適正化を図る。（パイロット事業）

【KPI】 福岡支部におけるジェネリック医薬品使用割合を80.8%以上とする。（令和2年9月末時点）

### 実施結果

- ◆ 令和2年9月の使用割合は80.1%（全国79.2%）となり、KPIは未達成 ※直近では81.2%（令和2年12月）
- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知を8月に約17万件、2月に約15万件 送付した。  
（8月の効果測定（全国） 切替率28.3%、効果額約18.3億円/月）
- ◆ 事業所への電話勧奨（外部委託）により、ジェネリック医薬品希望シールの普及促進を実施した。（約5,700事業所）
- ◆ 県平均に対するマイナスの影響度が大きい医療機関・調剤薬局へ「Ge医薬品に関するお知らせ」（※）を送付した。（計1,405件送付）  
（※）対象機関のGe医薬品処方状況等、医薬品実績リスト（Geの使用数量が多い上位100先発品とこれに対するGe上位5品目を掲載）に係る情報提供
- ◆ （パイロット事業）県薬剤師会と連携し、同一薬効医薬品が重複して処方（調剤）されている者のリスト（回答書）及び薬局アンケートを調剤薬局へ送付し、当該内容の確認及び必要に応じて疑義照会や患者への服薬指導等を促す取り組みを実施した。  
（1,387薬局へ送付） ※レセプトとの突合による効果検証実施中

### 今後の見通し

- ◆ [加入者・事業所] 広報の強化やジェネリック希望シールの普及拡大等を引き続き推進する。
- ◆ [医療機関・調剤薬局] 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」の送付とともに、アンケート等によりジェネリック切り替えのために有効な情報等を伺い、当該業務の質の向上を図る。 ※訪問勧奨は、新型コロナの状況等を踏まえ実施
- ◆ [その他] 自治体等も含めた関係団体との連携強化を図り、ジェネリック使用促進にかかる取組を推進する。
- ◆ アンケートの回収率（約7割）は非常に高く、このうち約6割の薬局が本事業を肯定的に捉えている。今後は効果検証の結果等も踏まえて、実施内容の見直し等について検討する。

ジェネリック医薬品使用割合について、KPIの達成には至らなかったものの、関係団体との連携強化を図るとともに、加入者・事業所を対象とした取組、医療機関・調剤薬局を対象とした取組を着実に実施し、政府目標の80%（令和2年9月）を達成した。

パイロット事業については、県薬剤師会と調整のうえ、計画に基づき適切に実施した。効果検証結果等を踏まえて、令和3年度の実施方法等について検討する。

自己評価：A

## 6. 加入者等の理解促進（広報活動）

### 【事業内容】

- 各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。
  - ・協会けんぽふくおかだより（毎月全事業所へ発送）
  - ・メルマガジン
  - ・ホームページ
- メルマガ登録者数の拡大を図る。（目標：登録者数 7,500人以上）※年度末時点
- インセンティブ制度について、取組結果・保険料率への影響等情報提供し、健診受診率など本制度の指標にかかる各種数値を向上させるとともに、加入者の健康増進を図る。
- 将来の健康保険制度を担う次世代層の小学5・6年生（福岡市内）を対象に、家族ぐるみで健康や医療費について考えるきっかけを作り医療費適正化等を図ることを目的に、医療費の仕組みや健康づくりをテーマにした壁新聞コンクールを実施する。

【K P I】 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度（46.6%）以上とする。

### 実施結果

- ◆ 福岡支部の加入者理解率は41.7%で、K P I は未達成
- ◆ 各種広報媒体を活用した広報は、令和元年度加入者理解率の結果を踏まえ、特に認知度が低くなっている保険料率（インセンティブ制度等）やコラボヘルス（健康宣言）事業等について重点的に実施した。
- ◆ インセンティブ制度に特化した広報誌の作成など、令和元年度の実施結果（福岡支部は13位）や保険料率への影響、各指標の実績向上を図るため加入者の皆様にご協力いただきたい事項など積極的に周知した。
- ◆ メルマガ登録勧奨を積極的に実施し、登録者は年度末時点で8,411人（対前年比+2,063人）と目標を上回った。
- ◆ かべ新聞コンクールは、福岡市教育委員会への働きかけや出張授業の実施等により、応募件数1,306件で目標（1,000件）を上回った。また、アンケート結果から、家族の中で健康や医療費について考えるきっかけづくりとすることができた。

### 今後の見通し

- ◆ 第5期アクションプランを踏まえ、今後本部より示される広報方針（広報資材の標準化、動画やSNSの活用等）の動向に留意する。
- ◆ 令和2年度の理解度調査でも、保険料率にかかるインセンティブ制度（15.0%）、コラボヘルス（健康宣言）（18.3%）に関する理解率が他の項目に比べて特に低く、引き続き各種広報媒体を活用した広報を推進する。
- ◆ 「令和3年度かべ新聞コンクール」は対象を県内全域の小学5年生に拡大して実施する。

各種広報媒体を活用した制度周知や健康情報等の発信を計画に基づき実施した。KPIは未達成となったものの、メルマガ登録者数は目標を大きく上回り、また、加入者理解率について、インセンティブ制度（対前年比+8.5%）やコラボヘルス（対前年比+7.9%）など一定の向上が図れている。「かべ新聞コンクール」については、作品募集広報や出張授業等を通じて応募件数の増加を図り、多くの次世代層やその家族における健康や医療に対する意識の向上等につなげる事業として実施した。

自己評価：A

## 7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）

### 【事業内容】

- 健康保険委員を対象とした実務研修会の開催や広報誌の発行をとおして制度周知を図る。
- 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象に、健康保険委員表彰を実施する。
- 健康保険委員未委嘱事業所への、事業所訪問および文書・電話勧奨等を実施する。

【K P I】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43.0%以上とする。

### 実施結果

- ◆ 各種勧奨を通じ、年度末の委嘱者数は7,925名（前年度比+1,710名）  
委嘱力バー率44.8%（前年度比+2.5%）となり、K P I を達成した。
  - ・ 文書勧奨（新適事業所／3,099件、既存事業所／25,733件実施）
  - ・ 電話勧奨（委託：被保険者14～59人の5,698事業所） ※訪問勧奨は中止
- ◆ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を4会場で計6回開催（10～11月）した。（計235名出席）
- ◆ 専用広報紙「KENPO'S通信」を年度内5回発行し、制度周知及び健康情報等を発信した。
- ◆ 健康保険委員功労者表彰式を11月に開催し、34名の方々へ表彰の伝達を実施した。

### 今後の見通し

- ◆ 各種広報媒体を活用した健康保険委員の委嘱拡大を引き続き推進し、加入者等の理解促進の向上につなげる。
- ◆ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」や労働局等との連携による「メンタルヘルス対策セミナー」（R2年度は中止）など、引き続き健康保険委員のニーズに対応した研修会を実施していく。
- ◆ 広報媒体の提供方法やコロナ禍を踏まえた研修会の実施形態等に関するアンケート結果に基づき、令和3年度は健康保険委員専用ページの導入し、健保委員専用広報誌のデータ提供や動画による研修の導入を検討する。

健康保険委員を通じた従業員の方々（加入者等）への理解促進を図るため、感染防止対策を徹底したうえで実務研修会を開催するとともに、専用広報誌の発行を通して、健康保険委員の皆様への制度周知・健康情報等の発信を積極的に実施した。また、電話勧奨（外部委託）や文書勧奨の対象を拡大する等、委嘱拡大の取組も積極的に実施し、令和2年度K P Iを大きく上回る結果となった。

自己評価：S

## 8. メタボ該当者への健診前通知事業

### 【事業内容】

- 特定保健指導該当者の減少を目的に、2019年度特定保健指導該当者に対し、2020年度健診前（2～3か月前）に対象者の減量目標値に応じた通知を送付し、特定保健指導レベルの改善率向上を目指す。

※4面圧着ハガキ。検証デザイン；介入群（3kg以下減量目標値、減量目標値なし）と対照群（通知なし）で特保改善率を比較（ランダム化比較試験）

### 実施結果

- ◆ 2019年度の特定保健指導該当者（36歳以上60歳未満）へ2020年度健診前通知の送付を実施
  - [減量目標値3kg以下の者] 自発的な健康行動を促す通知
  - [減量目標値4kg以上の者] 特定保健指導の利用を促す通知
- ◆ 送付時期と件数\_令和2年8月～令和3年3月にかけて計8回送付（17,887件）
- ◆ 4面圧着ハガキとすることで開封率の向上を図り、またナッジを活用するなど自発的な健康行動を促すための工夫を実施
  - ※「毎年3人に1人がメタボから脱出」、「ご自身で健康づくりをしたい方へのメルマガ登録案内」等
- ◆ 評価時期\_ランダム化比較試験 令和3年9月以降、本部提供データにより実施予定
- ◆ 令和元年度事業の評価
  - 送付群（ナッジ有無）と非送付群で比較：積極的支援ナッジあり通知で特保改善率が有意に高かった（介入群改善率41%、対照群改善率35%、 $p < .05$ ）。費用対効果あり（約20倍）。

### 今後の見通し

- ◆ 動機づけ支援該当者への通知デザインの工夫（介入群と対照群の改善率を比較）
- ◆ 送付対象者の拡大（36歳以上65歳未満）

特定保健指導レベルの改善率（特保該当者の減少等）の向上を図るため、対象者を拡大（減量目標値4kg以上の者）し、対象者の減量目標値に合わせた健診前通知を適切に実施した。（効果検証は令和3年10月頃に実施予定）

また、本業務の実効性を高めるため、令和元年度事業の評価を適切に実施し、令和3年度に向けて通知デザインの見直し等を実施する。

自己評価：A



## 9. 地域の医療提供体制への働きかけ

### 【事業内容】

- 地域ごとの医療提供の実態や偏りを分析し、地域医療構想調整会議の場で意見発信を行う。
- 地域医療構想調整会議において被用者保険の意見が反映されるよう、県等と調整を図り、被用者保険者の参加率向上を図る。
- 各地区の国保運営協議会では加入者の不利益になるような施策が実行されないよう意見発信を行う。

【K P I】①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90.0%以上とする  
②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する

### 実施結果

- ◆ 「地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率」は53.8%でKPIは未達成（13医療圏の内、協会5・健保組合2区域）
- ◆ 「久留米」区域の地域医療構想調整会議（書面開催）において、「病床機能再編支援補助金の活用意向については、充足病床をただ削減するのではなく、当該機関の周辺地域の医療機能の充足状況や利便性などの検討も必要である」との加入者視点での意見発信を実施した。
- ◆ 国保運営協議会においては、単年度収支における赤字補填のための一般会計からの繰り入れ（法定外繰り入れ）について、協会けんぽ加入者にとっては保険料の二重払いとなるものであり、安易に行われることがないようけん制するとともに、財政の健全化に向けては医療費適正化等の取り組みの推進が必要である旨の発言を実施した。

### 今後の見通し

- ◆ 引き続き全区域の調整会議への参画について県へ要請していく。
- ◆ 調整会議の開催状況について注視し、地域医療構想の実現の円滑化に向けた積極的な意見発信を実施する。
- ◆ 国保運営協議会では、引き続き、法定外繰り入れの実施についてけん制するとともに、健診・保健指導の推進や国保税収納率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化の取り組みの推進について意見発信を行う。

地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率についてはK P I を達成できなかった。全体として、新型コロナの影響で各種会議等が中止、または書面開催となり意見発信の機会が例年よりも制限されたが、地域医療構想調整会議や国保運営協議会等において、保険者の立場から加入者視点での意見発信を実施することができた。

自己評価：B